

○雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程

平成16年11月1日
企業管理規程第6号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等(第4条—第10条)
- 第3章 給水装置工事主任技術者(第11条・第12条)
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務(第13条—第17条)
- 第5章 雑則(第18条—第20条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、[雲南市水道事業給水条例\(平成16年雲南市条例第299号。以下「給水条例」という。\)](#)[第9条](#)の規定に基づき、雲南市水道事業指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)について必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法」とは、水道法(昭和32年法律第177号)をいう。

2 この規程において「政令」とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。

3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。

4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。

6 この規定において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事業者は、法、条例、施行規則、[給水条例](#)、[雲南市水道事業給水条例施行規則\(平成16年雲南市規則第188号\)](#)及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 [給水条例第9条第1項](#)の規定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、指定給水装置工事事業者指定申請書([様式第1号](#)。以下「申請書」という。)に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) [給水条例第2条](#)に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに[第12条第1項](#)の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 [前項](#)の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) [次条第3号のア](#)から[カ](#)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

4 [前項第1号](#)に規定する書類は、誓約書([様式第2号](#)。以下同じ。)によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、[前条第1項](#)の指定の申請をした者が[次の各号](#)のいずれにも適合していると認めるときは、[同項](#)の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに[第12条第1項](#)の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く

者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ [第8条](#)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうち[ア](#)から[ホ](#)までのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業業者証の交付)

第6条 管理者は、[第4条第1項](#)の指定を行ったときは、速やかに当該指定工事業業者に指定給水装置工事業業者証([様式第3号](#)。以下「指定工事業業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事業業者は、事業の廃止を届け出たとき又は[第8条](#)の指定の取消しを受けたときは、指定工事業業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業業者は、事業の休止を届け出たとき又は[第9条](#)の指定の停止を受けたときは、指定工事業業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業業者は、指定工事業業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の有効期間)

第6条の2 [給水条例第9条第1項](#)の指定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、指定工事業業者としての指定を受けた日から5年間とする。

(指定の更新)

第6条の3 指定工事業業者が有効期間満了に際し、引き続き指定工事業業者としての指定を受けるために指定の更新をしようとするときは、管理者の指定する日までに申請書を管理者に提出しなければならない。

- 2 [前項](#)の申請書の提出があった場合において、有効期間満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、有効期間満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有するものとする。
- 3 [前項](#)の場合において、申請に対する決定がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 [第1項](#)の申請書に添付し、又は提出する書類等については、[第4条第3項](#)及び[第4項](#)の規定を準用する。
- 5 [前項](#)の書類等のほか、[第4条](#)、[第5条](#)及び[第6条](#)の規定は、[第1項](#)の指定の更新について準用する。
- 6 管理者は、[第1項](#)の申請書の提出があったときは、指定工事業業者から指定給水装置工事業業者指定更新時確認書([様式第4号](#))を提出させ、次に掲げる事項について確認するものとする。
 - (1) 指定工事業業者の講習会受講状況
 - (2) 指定工事業業者の業務内容
 - (3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
 - (4) 給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

(変更等の届出)

第7条 指定工事業業者は、[次の各号](#)のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、[次項](#)に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 [前項](#)の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書([様式第5号](#))に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) [前項第2号](#)に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
 - (2) [前項第3号](#)に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記事項証明書
- 3 [第1項](#)により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書([様式第6号](#))を管理者に提出しなければならない。
- (指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第4条第1項](#)の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により[第4条第1項](#)の指定を受けたとき。
- (2) [第5条各号](#)のいずれかに適合しなくなったとき。
- (3) [前条](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) [第12条各項](#)の規定に違反したとき。
- (5) [第13条](#)に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) [第16条](#)の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) [第17条](#)の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (9) その他、条例又はこの規程に違反したとき。
- (10) [前各号](#)のほか、業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事業者として不適当と認めたとき。

(指定の停止)

第9条 [前条各号](#)に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を越えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 次に該当するときは、その都度公示する。

- (1) [第4条](#)の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) [第7条](#)の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (3) [第8条](#)の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) [前条](#)の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ [第13条第2号](#)に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、[第4条第1項](#)の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書([様式第7号](#))により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りではない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに[前条第1項](#)の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して[第11条第1項各号](#)に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) [前号](#)に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、[第1号](#)の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ [第11条第1項第3号](#)の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、[給水条例第9条第2項](#)に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、[給水条例第9条第2項](#)に規定する給水装置工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(諮問機関)

第18条 管理者は、次に掲げる事項に関し公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として雲南市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事業者審査委員会」という。)を設置する。

(1) 第8条の規定による指定の取消し

(2) 第9条の規定による指定の停止

2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は、管理者が別に定める。

(講習会)

第19条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の大東町指定給水装置工事事業者規程(平成10年大東町訓令第2号)、三刀屋町簡易水道工事指定業者規程(平成10年三刀屋町規程第137号)若しくは掛合町簡易水道事業給水工事者に関する規則(平成10年三刀屋町規則第14号)又は解散前の木次三刀屋水道企業団指定給水装置工事事業者規程(平成10年木次三刀屋水道企業団企業管理規程第3号)の規定によりなされた指定工事業者の指定、処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成28年12月27日企管規程第4号)抄

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定による改正後の雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条第3号中「第8条第1項」を「第8条」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月21日企管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月1日企管規程第4号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(指定工事業者の指定の有効期間に関する経過措置)

2 令和元年10月1日の前日までに給水条例第9条第1項の指定を受けた指定工事業者にあつては、改正後の雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程(以下「新規規程」という。)第6条の2の規定にかかわらず、新規規程の施行日以降の最初の有効期間は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 給水条例第9条第1項の指定を受けた日(以下「指定を受けた日」という。)が平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間である場合、令和元年9月30日から令和2年9月29日までの1年間

(2) 指定を受けた日が平成11年4月1日から平成15年3月31日までの間である場合、令和元年9

月30日から令和3年9月29日までの2年間

(3) 指定を受けた日が平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間である場合、令和元年9月30日から令和4年9月29日までの3年間

(4) 指定を受けた日が平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間である場合、令和元年9月30日から令和5年9月29日までの4年間

(5) 指定を受けた日が平成25年4月1日から令和元年9月30日までの間である場合、令和元年9月30日から令和6年9月29日までの5年間

[様式第1号\(第4条、第6条の3関係\)](#)

様式第1号（第4条、第6条の3関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書
（新規・更新）

雲南市長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称 ㊟
住所
代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条又は第6条の3の規定に基づき、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(裏面)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形 式、性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

[様式第2号\(第4条、第7条関係\)](#)

様式第2号(第4条、第7条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 氏名又は名称 ⑩
住所
代表者氏名

雲南市長 様

[様式第3号\(第6条関係\)](#)

様式第3号(第6条関係)

指令第 号

指定給水装置工事事業者証

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による雲南市水道事業
指定給水装置工事事業者に指定します。

有効期限 年 月 日までとする。

年 月 日

雲南市長



[様式第4号\(第6条の3関係\)](#)

様式第4号（第6条の3関係）

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年 月 日

氏名又は名称 ㊟
 住所
 代表者氏名

1 指定給水装置工事事業者の講習会受講状況（過去5年以内）

直近の受講年月日	年 月 日 ・ 未受講
未受講の場合その理由 （非公表）	
受講状況の公表の可否	可 ・ 否

2 指定給水装置工事事業者の業務内容

営業日		営業時間		休業日	
漏水等修繕対応の可否	可 ・ 否				
漏水等修繕の対応時間					
漏水等修繕の対応範囲	宅内給水装置 ・ 宅外給水装置 ・ 埋設部給水装置 その他（ ）				
給水装置工事の 対応範囲	配水管からの分岐 ～ 水道メーター （新設・改造） 水道メーター ～ 宅内給水装置 （新設・改造）				
業務内容の公表の可否	可 ・ 否				

- 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
受講状況の公表の可否	可 ・ 否	

- 外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- 自社内研修については、研修内容を記載してください。
- 受講者名は、公表の対象ではありません。
- 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第36条
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)
 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

2の業務内容にある給水装置工事の対応範囲における「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔・給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
技能を有する者の状況の公表の可否	可 ・ 否			

- 資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。
- 技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。
- 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

[様式第5号\(第7条関係\)](#)

様式第5号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

雲南市長 様

年 月 日

届出者 氏名又は名称 ㊟
住所
代表者氏名

雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第7条の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更の係わる事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

[様式第6号\(第7条関係\)](#)

様式第6号(第7条関係)

廃止
 指定給水装置工事事業者 休止 届出書
 再開

雲南市長 様

年 月 日

届出者 氏名又は名称 印
 住所
 代表者氏名

雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第7条の規定に基づき、給水装置工事の
 廃止
 事業の 休止 の届出をします。
 再開

フリガナ 氏名又は名称	
住所	
フリガナ 氏名又は名称	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

[様式第7号\(第12条関係\)](#)

様式第7号（第12条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

雲南市長 様

年 月 日

届出者 氏名又は名称 ㊟
 住所
 代表者氏名

雲南市水道事業指定給水装置工事事業者規程第12条の規定に基づき、次のとおり

給水装置工事主任技術者の ^{選任}
_{解任} の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日